

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	9	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>	
見直し項目名	阪神・淡路大震災により被災した事業者の代替家屋に対する軽減措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>平成 22 年 3 月 31 日の適用期限をもって、以下の非課税等特別措置を廃止する。</p> <p>阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者による、当該滅失若しくは損壊した家屋に代わって新たに取得又は改築された家屋（以下、「代替家屋」という。）に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税等特別措置。</p> <p>①不動産取得税：課税標準の算定にあたり、平成 22 年 3 月 31 日までに取得されたものに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が 1 を超える場合は、1。）を乗じて得た額を価格から控除する。</p> <p>②固定資産税及び都市計画税：平成 22 年 3 月 31 日までに取得されたものに限り、取得又は改築された日の属する日の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 4 年度分まで 2 分の 1 を減額、5・6 年度分は 1/3 を減額する。</p>	
関係条文	<p>①地方税法附則第 11 条第 10 項、同法施行令附則第 7 条第 8 項</p> <p>②地方税法附則第 16 条の 2 第 10 項、同法施行令附則第 12 条の 2 第 11 項、第 12 項、第 28 項、同法施行規則附則第 7 条の 2 第 13 項</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>制度の創設から相当年数が経過していること、また、現在、当該非課税等特別措置が措置されている特定地区を含むすべての地方自治体から、適用期限の延長要望が無かったため。</p>	
増収見込額	<p>① 1. 4 ② 2. 4</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	